

J A M 政策NEWS

2012年6月28日 第2012-36号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

7月1日から

改正育児・介護休業法全面適用

改正育児介護休業法は2010年6月30日から施行されました。しかし、2010年6月30日時点で常時雇用する従業員数が100人以下の事業所は、短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、介護休暇の制度化が2012年6月30日まで猶予されていました。6月30日で猶予期間が終了するので、2012年7月1からはすべての事業所で改正育児介護休業法が適用となります。100人以下の事業所で～の制度を導入していない場合は早急に制度を設け就業規則等に規定しなければなりません。

2012年7月1日以降、制度化されていない場合でも今回の「全面適用」は法律に規定された義務なので、要件に該当する労働者(下記対象労働者参照)は短時間勤務制度、所定労働時間の免除、介護休暇の申し出をすることができます。対象労働者が申し出た場合、事業主(労働者の上司等管理職も含む)は申し出を拒むことができません。育児・介護休業法の規定に違反している事業主に対して厚生労働大臣が法違反の是正勧告を行い、事業主が勧告に従わない場合は企業名公表や20万円以下の過料に処せられます。

対象労働者

短時間勤務制度

- ・3歳未満の子を養育する労働者であること。
- ・1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
- ・日々雇用される者でないこと。
- ・短時間勤務が適用される期間に現に育児休業をしていないこと。
- ・労使協定で適用除外とされた労働者でないこと。
(勤続1年未満の者でないこと、週の所定労働日数が2日以下の労働者等)

所定外労働の免除

- ・3歳未満の子を養育する労働者であること。
- ・日々雇用される者でないこと。
- ・労使協定で適用除外とされた労働者でないこと。
(勤続1年未満の者でないこと、週の所定労働日数が2日以下の労働者)

介護休暇制度

要介護状態にある対象家族(配偶者・父母・子・配偶者の父母等)の介護を行う労働者。
対象家族が介護保険の介護認定を受けていなくてもかなわない。

詳しくはこちらを

 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h23_9.pdf